

第五十八号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）を次のように改正する。
第十二条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行による学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。